

令和 4 年度名古屋市教育委員会第34号議案

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 名古屋市立幼稚園の役割の一つである質の高い幼児教育の実践研究及び発信を行うために、名古屋市立第三幼稚園において、新たに満 3 歳児保育を実施します。

(2) 預かり保育の拡充

名古屋市立幼稚園では、長期休業中も含め、預かり保育を全園で実施していますが、保護者ニーズの高まり等を踏まえ、第一幼稚園及び第三幼稚園において預かり保育実施時間を延長することで、子育てを支援します。

	従来の預かり保育	拡充内容（網かけ部分）
実施時間 （通常保育日）	14時から17時まで	7時30分から教育時間開始まで （＝早朝預かり保育） 14時から18時30分まで
実施時間 （長期休業中）	9時から17時まで	7時30分から18時30分まで
利用料 （1回当たり）	3時間まで 250 円 6時間まで 500 円 8時間まで 700 円	早朝預かり保育 100 円 3時間まで 250 円 6時間まで 500 円 8時間まで 700 円 11時間まで 900 円

(3) 園児定員及び学級数の変更

○令和 4 年度

区分	定員	学級数
第三幼稚園	160 人	6 学級
桶狭間幼稚園	160 人	6 学級
比良西幼稚園	30 人	1 学級



○令和 5 年度

区分	定員	学級数
第三幼稚園	160 人	7 学級
桶狭間幼稚園	85 人	3 学級
(廃止)		

※第三幼稚園は(1)の満3歳児保育の実施に伴うもの、
その他の園は近年の幼児人口の推移等を踏まえたものです。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(令和 5 年 3 月 24 日提出 総務部総務課)



名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 8 条中「始め」の次に「（満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある幼児にあつては、園長が指定する日）」を加える。

第20条中「別表第 2」の次に「（名古屋市立第一幼稚園及び名古屋市立第三幼稚園にあつては、別表第 3。次条において同じ。）」を加える。

別表第 1 中

「

名古屋市立第三幼稚園	160 人	6
------------	-------	---

を

」

名古屋市立第三幼稚園	160 人	7	に、
------------	-------	---	----

名古屋市立桶狭間幼稚園	160 人	6	を
-------------	-------	---	---

名古屋市立桶狭間幼稚園	85人	3	に、
-------------	-----	---	----

名古屋市立おりべ幼稚園	85人	3	を
名古屋市立比良西幼稚園	30人	1	

名古屋市立おりべ幼稚園	85人	3	に改
-------------	-----	---	----

める。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 （第20条、第21条関係）

預かり時間		利用料（日額）
教育課程に係る教育時間の終了後又は第 6 条各号に規定する休業日に行う場合	3 時間まで	250円
	6 時間まで	500円
	8 時間まで	700円
	11時間まで	900円
その他の場合	教育課程に係る教育時間の開始前まで	100円

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市立幼稚園園則（抜すい）

改 正 案	現 行
(休業日) 第6条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、休業日は、次のとおりとする。ただし、必要に応じてこれを変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。 (1)～(4) (略) (入園の時期) 第8条 入園の時期は、毎学年の始め<u>（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある幼児にあっては、園長が指定する日）</u>とする。ただし、必要に応じて補欠募集をすることがある。 (預かり保育) 第20条 預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動をいう。以下同じ。）の預かり時間は、別表第2（<u>名古屋市立第一幼稚園及び名古屋市立第三幼稚園にあっては、別表第3。次条において同じ。）</u>の左欄のとおりとする。	(休業日) 第6条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。<u>以下「法」という。</u>）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、休業日は、次のとおりとする。ただし、必要に応じてこれを変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。 (1)～(4) (略) (入園の時期) 第8条 入園の時期は、毎学年の始めとする。ただし、必要に応じて補欠募集をすることがある。 (預かり保育) 第20条 預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動をいう。以下同じ。）の預かり時間は、別表第2の左欄のとおりとする。